

# 令和5年度第1回 船橋市防災会議 会議録

令和5年9月28日(木)午後2時00分～午後3時00分  
職員研修所601研修室

## ■ 事務局（危機管理課 課長補佐）

本日はお忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。  
令和5年度第1回船橋市防災会議を開会の前に、ご説明等をさせていただきます。

まず、傍聴についてお知らせいたします。本日の会議は公開となっており、傍聴人は3人でございます。

傍聴人の方にお願ひします。先ほどお渡ししました「傍聴について」を良くお読みのうえ、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

次に、本日の会議は、定数 43 人中 34 人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹 船橋市長 より、ご挨拶を申し上げます。

## ■ 会長（市長）

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、令和5年度第1回船橋市防災会議にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃より、各団体・事業所の皆様には、防災の関係を含め様々な形で船橋市のまちづくりのためにご支援ご協力をいただいておりますことを、まず始めにこの場をお借りして御礼申し上げます。

今年の5月に新型コロナウイルスも5類に移行し、社会の状況も大分以前の状況に戻ってきた感があり、人の流れも非常に大きくなっていると思います。

ただその一方で、災害については、5月に能登半島沖で震度6強の地震があり、千葉県でも5強、5弱という地震が連続で起こっておりますし、また今年は関東大震災から100年ということで、9月1日を中心に当時の記録や被災の状況が報道されました。

改めてあの状況を見てみますと、やはり行政として、また各団体の皆様のご協力をいただきながらの減災のための取り組みはもちろん、一般市民の方の災害の際の心構え、知識をいかにもっと多く持っておいていただくかが非常に大きな力になるということを痛感しましたし、市としてもより一層周知に努めたいと考えております。

そして、地震以外にも、このところ風水害の被害が多発しております。

今年の6月頭には、台風2号と前線の関係で船橋市でも非常に多くの雨が降り、これまでの6月の観測記録を更新したという状況もありました。

そういった中で、船橋市として地震そして風水害についてもしっかりと対応していく必要

があります。

今、船橋市では、例えば、非常に暑い日が続く中で避難所における生活の支援をどのように行うかを検討すると同時に、昨年度から避難所における太陽光発電と蓄電池の導入を進めており、昨年度は39施設、今年度は46施設で配置をする計画となっております。

また、避難所におけるWi-Fi配置については、すべての避難所に配置済みとなっております。

ハザードマップについても、デジタル化を来年の2月に行う予定となっております、これによりデータの更新であるとか様々な使い道が広がりますのでしっかりとやっていきたいと考えております。

もうひとつは、国のほうでも災害時の要支援者の皆様の避難計画の策定が打ち出されております。船橋市としても、今年度はとりあえず100名の方の計画を作成してみ、その中で細かな検討も必要になってくると思われまますので、計画を作る際にどのような配慮が必要かについて改めて検討したうえで、皆さんをしっかりと支えられるように取り組んでいきたいと考えております。

本日は、令和5年度船橋市総合防災訓練実施要綱について諮問させていただき、また、船橋市地域防災計画の変更について報告させていただきます。

総合防災訓練につきましては、コロナの関係ですべての人数を制限して行ってきておりましたが、市としても地域の皆様が一人でも多く参加いただくことが必要だと考えており、今回は全員参加型で行うこと、また、要配慮者の方の避難計画や、避難された方をどのように福祉避難所に運ぶかといったことについても力点を置いて取り組んでいく所存でございます。

関係者の皆様には、引き続き様々な形でお力添えをお願いすることになりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

#### ■ 事務局（危機管理課 課長補佐）

（事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

この会議では、船橋市防災会議運営要領第2条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長が議事の進行を行います。

それでは、議長お願いいたします。

#### ■ 議長（市長）

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。  
議事に入りますのでご協力をお願いいたします。

本日の議題は、諮問事項1件、報告事項2件でございます。

はじめに、諮問事項について。

議案第1号、令和5年度船橋市総合防災訓練実施要綱(案)について、事務局より説明

いたします。

## ■ 事務局（危機管理課長）

危機管理課長の大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第 1 号、令和 5 年度船橋市総合防災訓練実施要綱(案)について、ご説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

### 1. 訓練目的です。

この訓練は、災害対策基本法や船橋市地域防災計画に基づき、大地震等の発生を想定し、市が市民と一体となって、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう体制の確立を図ることを目的としています。

### 2. 訓練の方針です。

首都直下型地震の発生が危惧されているなか、千葉県北西部直下地震発生後、迅速かつ柔軟な対応がとれるよう、市職員の対応力強化及び関係機関の連携強化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

### 3. 訓練実施日です。

令和 5 年 11 月 26 日、日曜日の午前 9 時から 12 時です。

### 4. 訓練会場です。

すべての市立小中学校と、特別支援学校高根台校舎の計 82 会場で行います。

主会場は金杉小学校となります。

訓練内容につきましては、後ほどご説明いたします。

### 5. 訓練従事者です。

避難所に配備されている市職員や訓練関係課職員、学校職員、消防職団員、市民の参加者は人数制限をしないかたちとなります。最後に、防災関係団体となります。

### 6. 訓練想定です。

訓練当日の、午前 9 時、千葉県北西部を震源とする最大震度 6 強の地震が発生し、市内は甚大な被害が発生している状況を、想定といたします。

### 7. 訓練内容です。

(1) いっせい行動訓練、これはシェイクアウト訓練です。

午前 9 時に震度 6 強の地震が起きたと想定し、市内全域で、防災行政無線などの合図により、いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)を開始します。

このシェイクアウト訓練については、自宅などそれぞれの場所で地震から身を守るための 3 つの行動として、身を低くし、頭を守り、動かないという行動をとっていただくというものになります。

皆様にもぜひご参加いただければと思っております。

(2)避難訓練です。

シェイクアウト訓練終了後、訓練に参加する町会自治会の方は、避難所まで安全な経路を確認しながら避難訓練を実施します

(3)避難所開設・運営訓練です。

主会場となる金杉小学校では、避難所運営マニュアルや、避難所の開設・運営方法を写真やイラストで分かりやすくまとめた「避難所運営アクションシート」を使用して、避難所運営委員会が主体となった避難所開設・運営訓練を行います。

今年度については、要配慮者対応を重点的に行うということで、避難から受付、福祉避難室への受け入れ、福祉避難所への移送など、一連の流れを訓練の中で行うことを想定しております。

その他の会場においては、避難者受付訓練の実施、避難所開設・運営方法や、避難行動要支援者名簿に関する説明動画を使用した訓練を実施する予定です。

(4)資機材取扱訓練です。

各避難所に備蓄されている LED バルーン型照明器や紙管パーテーション等の組み立て訓練、主会場の金杉小学校をはじめとして、学校の中にはマンホールトイレが設置されている学校がありますので、このようなマンホールトイレ設置校についてはマンホールトイレ設置訓練を行う予定です。

最後に、(5)消火訓練又は応急救護訓練です。

主会場以外の会場では、消防職員による水消火器を使った初期消火訓練、又は AED を使用した応急救護訓練を行います。

8. その他の訓練です。

今年は、総合防災訓練と同日に、船橋市保健所による災害医療対策本部設置訓練及び情報連携訓練、また、船橋市立医療センターによる災害対策本部設置及び運営訓練、患者受入訓練等を行います。こちらについては、現在、各機関において詳細を詰めているところでございます。

また、総合防災訓練とは別日となりますが、令和 5 年 12 月 1 日、金曜日の 9 時 30 分から 10 時 30 分に、関係機関と市による情報伝達訓練として、防災 MCA 無線を使用した通信訓練、及び情報伝達訓練を行う予定でございます。

訓練の詳細については、関係機関の皆様へ、別途ご案内させていただきます。

訓練日時についてはご相談いただくことが可能ですので、是非ご協力の程お願いいたします。

9. 訓練の中止です。

訓練は雨天決行ですが、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は中止といたします。

なお、訓練中止については、当日の午前 7 時 30 分に決心し、防災行政無線やメールなどを使用し、参加者に周知を行います。

10. 安全管理、11. 主催については、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 1 号 令和 5 年度船橋市総合防災訓練実施要綱(案)について、ご説明を終わらせていただきます。

■ 議長（市長）

ただ今の説明につきまして、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

（質疑等なし）

よろしいでしょうか。

それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案は承認されました。

次に、報告事項に移ります。

報告 1、船橋市地域防災計画の修正予定について、事務局より説明いたします。

■ 事務局（危機管理課長）

事務局でございます。引き続き、ご説明させていただきます。

関係資料は、資料 2「船橋市地域防災計画修正【概要版】」となります。

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画とされ、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めるものです。

今回の修正は、令和 4 年 4 月に修正を行った地域防災計画をベースとして、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の改定、そして、市において令和 5 年 4 月に行われた行政組織の改正などを反映するものです。

なお、地域防災計画案の修正スケジュールといたしましては、本日の防災会議後、委員の皆様には、地域防災計画案及び修正の有無等に関する意見照会をさせていただきます。

その後、委員の皆様からいただいたご意見を反映した地域防災計画案に対しパブリックコメントを実施し、令和 6 年 2 月もしくは 3 月に 2 回目の防災会議を開催させていただき、改めて委員の皆様へ地域防災計画案について審議いただく予定でございます。

詳細については、後日配布いたします「地域防災計画 本編、資料編」にてお目通し頂ければと思いますが、本日は資料 2「船橋市地域防災計画修正【概要版】」を用いて、修正の概要についてご説明させていただきます。

まず、1. 行政組織の改正に伴う修正でございます。

お手元の資料のとおり、令和 5 年 4 月 1 日付で市の組織の一部が改正となりました。それに伴い、災害対応班等の修正が必要な箇所がございましたので、修正いたしました。

また、課の新設がありましたので、課の追加や災害対応班の班員の修正等行いました。

次に、2. 消防施設の整備目標の明確化に伴う修正でございます。

一つ目は、『① 消防指令センターの整備目標に伴う修正』です。

これは、現在計画している消防指令センターの移転に関し、耐害性の強化を図ることを明記します。

二つ目は、『② 消防署所の整備目標に伴う修正』でございます。

これは、消防活動の拠点となる消防署所において、考慮が必要となる災害リスクへの対応について明記します。

次に、3. 国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の改定に伴う修正でございます。

一つ目に『① 北海道・三陸沖後発地震情報及び長周期地震動階級に伴う修正』です。

令和 4 年 12 月 16 日から運営が開始された北海道・三陸沖後発地震情報、及び令和 5 年 2 月 1 日から緊急地震速報の発表基準に追加された長周期地震動に対する市の職員配備体制を資料のとおり修正いたしましたので反映します。

北海道・三陸沖後発地震情報につきましては、マグニチュード7クラスの地震が発生した後、その地震の影響により、マグニチュード 8 クラス以上の大きな地震が発生した事例があることから、後発地震への注意喚起を目的として運営が開始されたものです。具体的には、資料にある地図上に示された区域の中で地震が発生した後、そのマグニチュードが確定する約 2 時間後に発表されます。

長周期地震動情報については、観測される震度は大きくなかったとしても、揺れの周期が大きい場合、ビルなどの高層階においては大きな揺れとなり、家具の転倒被害等が発生する可能性があることから、運用が開始されたものです。

市の体制としては、すでに運用を開始しておりますが、長周期地震動階級については千葉県北西部で 3 以上を観測したとき、北海道・三陸沖後発地震情報については発表されたときについて、危機管理課職員の動員と各課必要な対応を行う体制とすることについて、本計画に位置付けるものです。

『② 安否不明者の氏名等公表に伴う修正』でございます。

災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込みについて、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画に反映されたことから、市地域防災計画においても、安否不明者の定義について反映するものでございます。

次に、4 災害時応援協定の更新でございます。

令和 5 年 2 月 8 日に『災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定』を締結するなど、前回改定以降に新たに締結した協定について、地域防災計画(資料編)に反映します。令和 5 年 9 月現在、196 件となっております。

次に、5 船橋市域災害記録の更新でございます。

現在、市地域防災計画資料編には、令和 3 年 3 月までの災害記録を記載しておりますが、それ以降も本市では、大雨等により道路冠水などの被害が発生したことから市地域防災計画資料編に反映します。

次に、6 その他として、各部局の実態にあわせた時点修正や軽微な文言の修正を行いました。

最後に、今後の地域防災計画の修正に係るスケジュールと防災会議委員の皆様へのご依頼事項がございますのでご説明いたします。

地域防災計画の修正に係るスケジュールについては、10月上旬に船橋市地域防災計画(案)の意見照会を防災会議委員の皆様にごEメール等で行います。その後、12月中旬にパブリック・コメントを約1か月間実施いたします。

パブリック・コメント等でいただいた意見を反映後、令和6年2月もしくは3月に第2回の防災会議を行い、承認いただいた後に、施行といたします。

防災会議委員の皆様へのご依頼についてですが、スケジュールの説明の中でも申し上げましたが、令和5年度第1回防災会議終了後、事務局より、Eメール等にて地域防災計画の修正案等をお送りさせていただきますので、各機関の関係事項を中心に、修正の有無の確認をしていただくとともに、疑問点等がございましたらご意見いただきますようお願いいたします。

いただいた修正事項やご意見につきましては、事務局にて反映のうえ、修正案を取りまとめたのちに、市議会への報告、パブリック・コメントの実施後、令和6年2月もしくは3月に実施予定の第2回防災会議にて付議させていただきます。

なお、会議の日程等につきましては、改めてご案内させていただきます。

以上で、報告1、船橋市地域防災計画の修正予定についてのご説明を終わらせていただきます。

## ■ 議長（市長）

ただ今の説明につきまして、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

## ■ 船橋市保健所長

この計画については、市の中でいろいろと積み上げて、(案)という形になっているかと思えます。

保健所については、この3年間、コロナ対策本部という形で船橋市のコロナ対策のために対応してまいりましたが、その対応も踏まえて、少し疑問があったため申し上げます。

資料1 ページ目、「行政組織の改正に伴う修正について」ですが、保健所の部分について、名前だけが「第2 災害医療対策班」から「第1 災害医療対策班」という言葉に変わっています。

防災対応の際は、保健所に災害医療対策本部を置き、コロナ対応時と同じように、医療機関に患者が溢れることのないように全体をどう回すかという仕事を担っていくことになるわけです。

実は、コロナ対応の際、船橋市は全国的にもうまくいったとのことでお褒めの言葉をいただいております。その時は、船橋市では中核市がやる以上のことをかなりやっていたということもあります。

船橋市の保健所には元々多くの保健師が所属していたわけですが、組織改正によってかなり保健師が少なくなっております。

それにも関わらず、災害医療対策本部を継続して行うことになっていますが、保健所の組織自体は半分以下になっていきますし、特に保健師の数で言えば何分の一かということになっているなか、それで臨機応変にすぐに動けるのかという点について懸念を持っております。

ですので、市の全体と保健所の関係の部分についてすり合わせできるとありがたいです。

一番大事なのは、求められることに対しどのような体制をとり、迅速に対応できるかということかと思っておりますので、今後のためにご検討をお願いしたいと思っております。

#### ■ 議長（市長）

今の件については、事務方ですり合わせの上で計画を作っているはずですが、事務局より説明してください。

#### ■ 事務局（危機管理課長）

体制の修正にあたりましては、庁内照会というかたちで各所管において調整していただき、提出されたものを計画に反映しております。

しかしながら、いろいろと修正が必要ということであれば、改めて保健所と関係部署でお話をしていければと思っております。

#### ■ 保健所長

災害医療対策本部の活動をベースに体制を作っていただいたほうが、現実の対応の時はそのかたちで動かざるを得ないので、そのほうがありがたいと思っております。

#### ■ 議長（市長）

他にございますか。

(質疑等なし)

それでは、報告 1 につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告 2、船橋市の災害に係る主な取り組みについて、事務局より説明いたします。

#### ■ 事務局（危機管理課長）

事務局でございまして。引き続き、ご説明させていただきます。



ここでは、市において実施している主な事業の内容について、ご報告させていただきます。  
資料 3、船橋市の災害に係る主な取り組みについて、をご覧ください。

先ほどの市長からのご挨拶の中で触れており、重複する部分もございますが、ご説明させていただきます。

はじめに、ハザードマップのデジタル化でございます。

各種ハザードマップについて、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害などの様々な災害情報を集約するとともに、迅速に情報更新できるよう、デジタル化したWeb版ハザードマップを、令和 6 年 2 月を目標に整備するものでございます。

次に、避難所Wi-Fiの整備になります。

避難所で災害情報等を効果的に受発信することを目的とし、宿泊可能避難所のうち、公衆無線LANが導入されていない施設にWi-Fiクラウドルーターを導入し、災害時、全ての宿泊可能避難所でWi-Fiが使えるようにいたしました。

令和 5 年 8 月に配備済みでございます。

次に、避難所キーボックスの整備になります。

夜間・休日発災時に市職員が速やかに避難所を開設することが出来るように避難所にキーボックス(暗証番号式)を設置するものとし、令和5年度は市内小中学校40箇所に設置します。

時期としては、令和 5 年 12 月までに作業を行う予定でございます。

次に、防災行政無線の新設について、になります。

令和 3 年 3 月 30 日に駿河台 2 丁目及び芝山 7 丁目の一部が、千葉県により土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されたことなどに伴い、区域にお住いの市民の方を中心に避難情報等を確実に伝えるため、新たに駿河台 2 丁目公園及び千葉県立船橋芝山高等学校内に、令和 6 年 3 月末を目標に防災行政無線を設置します。

最後に、要配慮者対策の推進になります。

令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正により、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者について、これら要支援者の一人ひとりについて災害時の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、本市でも作成の準備を進めております。

令和5年度は避難行動要支援者のうち、24時間人工呼吸器装着者等優先順位の高い方 100 人を対象として、個別避難計画を令和 6 年 3 月までに作成する予定です。

また、一般の避難所での生活が困難な方を受け入れるための福祉避難所の整備を進めており、令和 5 年 2 月に高齢者・障害者施設団体と福祉避難所に係る協定を締結し、令和 5 年 7 月までに新たに 57 か所の社会福祉施設を福祉避難所として指定しました。

加えて、福祉避難所に備蓄している備蓄食料のうち、高齢者等でも食べやすいリゾットを、船橋産米を使用したリゾットに更新しました。

船橋市の災害に係る主な取り組みについては、以上でございます。

■ 議長（市長）

この件につきまして、なにかご質問等がございましたら、お願いします。

■ 船橋市医師会 会長

避難行動要支援者のなかに、医療的ケア児は入っているのでしょうか。

■ 事務局（危機管理課長）

個別避難計画作成対象の 100 人の中に医療的ケア児が入っているのか、ということでしょうか。

これについては、福祉部局のほうで行っておりますので、一度確認させていただきます。

■ 船橋市医師会 会長

文書からのみだと、高齢者を主体にしているようで、医療的ケア児が置き去りにされていると困ると思い質問させていただきました。 よろしくお願いします。

■ 保健所長

同じく、要配慮者のところについて、です。

人工呼吸器の方など、より優先的に考えなければならないところですが、現場では、現実的には移動が非常に難しいなどの声も上がっております。

あるいは人工呼吸器に限らず、色々な難病の方や障害の方もおられるかと思いますが、どうしても我々は避難所に集めることを推奨するわけですが、現実的にはそこに入れない方も多々いると思います。

その方々へのフォローをどうやってしていかなければならないかということについては、検討が進んでいないのではないかと思います。

避難所に集まった方だけフォローするのではなく、そこに集まらない方々へのフォローがどうあるべきかということも並行して検討を進めていただきたいと思います。

また、この資料には着手できたことだけが羅列してありますが、進捗状況を確認できるような仕組みがあれば、どこが進んでいてどこが遅れているということもわかると思うので、今後取り入れていければより良いのではないかと思います。

■ 議長（市長）

避難の形として、避難所のみを集めるという考えは市としてもありませんし、当然、在宅避難のケースについても想定しております。

災害時の避難先としては避難所が基本とはなりますが、在宅避難者への支援も十分視野に入れながら、現在検討を進めているところです。

また、進捗状況について、こういった形で把握するのかという部分については重要なことですので、所管部署にも伝えておきます。

■ 船橋市医師会 会長

船橋市産米のリゾットの賞味期限はどのくらいでしょうか。

備蓄の中で買い替えが必要かと思いますが、賞味期限が来る前に、例えばこども食堂などに払い下げるだとか、フードロスを防ぐような対策についてはどうでしょうか。

■ 事務局（危機管理課長）

リゾットの賞味期限は、概ね 5 年ほどになります。

リゾットに限らずいろいろな備蓄品を利活用という形で庁内でも募集をかけ、いろいろなところで有効活用を図っております。こども食堂でも活用しております。

また、先ほどの医療的ケア児のご質問についてですが、福祉部局に確認しましたところ、避難行動要支援者名簿に記載され、個別避難計画策定の対象者となっている 24 時間人工呼吸器装着者の中に、医療的ケア児は含まれているということでございます。

■ 船橋市医師会 会長

ありがとうございます。

■ 議長（市長）

その他ございますか。

(質疑等なし)

本日はせっかくの機会ですので、委員の皆様で情報共有を図ればということで、いくつかの事業者の方から現状の活動等についてお話をいただければと思っております。

(委員(以下)の皆様から、それぞれの機関で実施している地震や風水害などの災害対策などについて、ご紹介いただきました。

発表いただいた委員

- ・ 千葉県企業局船橋水道事務所 所長
- ・ 東日本電信電話株式会社千葉事業部 千葉西支店長
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社長
- ・ 京葉ガス株式会社 供給企画部災害対策室長

)

■ 議長（市長）

ありがとうございました。

今後ともこのようなかたちで情報共有を図りながら、各委員の皆様とは連携をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、報告事項については以上とさせていただきます。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局へ戻します。

■ 事務局（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

なお、次回会議については、来年2月もしくは3月に開催を予定しております。開催通知及び出欠席につきましては、後日、事務局より連絡いたしますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上となります。

本日は、お忙しい中ご参加を賜り、誠にありがとうございました。